

有限会社愛西クリーンセンター
取締役 辻 朝子 様

愛知県海部県民事務所長

ばい煙測定等の測定結果について（通知）

令和7年10月8日及び9日に大気汚染防止法第26条及びダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づき、貴社の下記1の施設を検査した結果は、下記2のとおりです。

検査の結果は大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の排出基準に適合していますので、今後も施設を適正に管理してください。

記

1 事業所及び施設の概要

- (1) 工場等の名称
有限会社愛西クリーンセンター
- (2) 工場等の所在地
愛西市日置町四反割 21-1
- (3) 施設の種類
1 3 廃棄物焼却炉（大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設）
5 廃棄物焼却炉（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設）
- (4) 施設の設置年月日
平成8年11月19日

2 測定結果

項目	検査結果	排出基準等
二酸化硫黄	平均 <5ppm	9.0 ^{※1}
ばいじん	0.047g/m ³ (0n=12%)	上乗せ 0.20g/m ³ (0n=0s) ^{※2} 一般 0.25g/m ³ (0n=12%)
窒素酸化物	33ppm (0n=12%)	250ppm (0n=12%)
塩化水素	41mg-HCl/m ³ (0n=12%)	700mg-HCl/m ³ (0n=12%)
水銀	1.0μg-Hg/m ³ (0n=12%)	50μg-Hg/m ³ (0n=12%)
ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/m ³ (0n=12%)	10ng-TEQ/m ³ (0n=12%)

※1 大気汚染防止法施行規則第3条別表第1のKの値

※2 上乗せ基準と一般排出基準のいずれか厳しいもの